

平成28年4月 定例会議

平成28年度

第1回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成28年4月12日

みどり市教育委員会

平成28年度 第1回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成28年4月12日(火) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子祐次郎
2番委員 松崎 靖
3番委員 丹羽千津子
4番委員 山同善子
5番委員 石井逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井篤
教育総務課長 川俣一広
学校教育課長 保志守
学校計画課長 大島寿之
社会教育課長 金高吉宏
文化財課長 横倉智恵子
富弘美術館事務長 高山進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第1号 教育長の専決に関する報告(平成28年4月1日発令 教育部人事異動)について
- ・日程第5 : 報告第2号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)について
- ・日程第6 : 議案第1号 平成28・29年度みどり市青少年センター青少年相談

員の委嘱について

- ・日程第7 : 議案第2号 平成28・29年度みどり市スポーツ推進委員の委嘱について
- ・日程第8 : 議案第3号 平成28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について
- ・日程第9 : 議案第4号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・日程第10 : 議案第5号 みどり市立学校教職員の指導措置に関し議決を求めることについて
- ・日程第11 : 議案第6号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

・開会：午後3時58分

(委員長) ただいまから平成28年度第1回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番4番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですが、会期は平成28年4月12日、本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・日程第3 教育長報告

(委員長) 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) それでは3月14日から4月10日までの部分ですけれども、2枚に渡

ってありますけれど、多くの部分は卒園式であったり、入園式であったり、辞令交付であったりというところでありますので、かいつまんで要所だけお話をさせていただきます。

まず、3月15日の第3回桐生・みどり地区の公立学校の在り方に関する懇談会であります。今まで教育委員会議の中で度々報告をさせていただきましたが、今後、生徒数が減少することに対応するため、桐生・みどり地区の公立の普通高校を5校から3校にするという方向で、県教委が準備を進めてきました。今回の懇談会は、両市の市長、それから議長等も入った形の一番重い会議であります。学校部会と学校関係者部会等で協議してきた最終的な報告を県教育委員会がいたしまして、5校を3校にすることについては了解をいただいていたわけですが、その具体的な方向は、まず桐生高校と桐生女子高校を1つにまとめて、桐生高校の校舎、校地を使って1つの学校を作っていく。この学校は、難関校への進学も実現できるような学校を目指すということであります。次に、桐生南高校と桐生西高校を1つにして、桐生西高校の校地を使って作る学校は、大学受験もちろんそうですが、個々の進路を実現できる普通科高校にしていく。それからもう1つ、大間々高校については単位制で大変特色のあるところでありますので、そのまま存続をさせて、今後、福祉に関係する単位なども取れるようにして、より特色のある学校を目指すという県教育委員会の原案が出されました。新聞等でもご覧になっていると思いますが、大筋はそれで良いということではありますが、一部の方からはこのまとめ方にに対して、本当にそれで生徒達が夢を持って通える学校になるのかと懸念する声も出されておりまして、ぜひ学校を作るにあたっては他地区に流れていくのではなくて、桐生・みどり地区の子どもたちが喜んで行けるような、そういう夢のある学校を作っていただきたいという要望が出されておりました。新聞等ではおおむね了承という書き方をされましたけれど、あの時、県教委は大きくまとめるというところをあえて避けていたのかなという感

触を持ちました。ただ、この地区でこれまで行ってきた話し合いの最後のまとめとなる懇談会でありますので、ある程度まとめることをしましたけれども、ある程度、地域の理解が得られたということで、今度は県に戻つて、県議会との調整をしていくのかなと思っています。その辺が確定すると具体的な報告が出てくると思っていますが、3年近くかけて行ってきた公立高校の在り方について、その会議が一区切り付いたという状況でございます。

それから、3月20日、みどり市市制施行10周年記念事業第21回少年少女レスリング「おおまま大会」という、金子淳二先生が主催する大会ですが、500名近いレスラーを集めて行われました。

それから、3月26日、みどり市合併10周年記念「笠懸の武技」演武ということで、いつもひまわり畑でやっている流鏑馬を記念事業として競艇場で行いました。それから、27日に10周年記念式典が行われました。

先にいきまして4月9日ですが、会長さんを松崎委員さんがされております三方良しの会が行った発酵文化の周知と観光素材の新たな発掘イベント開会式です。このイベントは、翌日10日まで2日間に渡って行われました。このように10周年を記念しての市主催の事業、それから市民の方々から提案いただいたり、松崎さん等に行っていただいたり、金子淳二さんに行っていただいたのは市民提案型の事業ですけれども、市、それから市民のみなさんの協力を頂きながら10周年を盛り上げていく这样一个事業がもう既に実施されており、この後も実施されていくと。特にその中においては、先ほどにもありましたし今までにも出ていますが、4月15日、今週の金曜日スタートでありますけれども、ながめ余興場をスタートとした花と緑のぐんまづくり 2016in みどり～ふるさとキラキラフェスティバル～という形で群馬県とみどり市が共催で行います花のイベントということで、10周年を記念してのイベントと重なるということですが、1か月のロングランという形でながめ余興をメイン会場、それから岩

宿博物館、富弘美術館をサテライト会場とした花のフェスティバルが行われるということでございますので、ぜひご参加をいただけるとありがたいと思っております。そんなところが10周年関係のところでございます。

あとは、1つちょっと変わったところでは4月2日、横町太々神楽の祭典ということでご案内いただきまして、みどり市の方で無形の文化財に指定している横町太々神楽が4月3日に奉納されるということで2日3日とあるんですが、3日の都合が悪かったものですから2日の前夜祭に行ってきました。神楽4目ぐらいですかね、やっているのを見させていただきました。だいぶ後継者がいなくて困っていたそうですけれども、少しずつ後継者もてきて進めているというところで、面白かったのはお母さんと小学校の3年生ぐらいの男の子が親子で掛け合うようなところの神楽を、これから自分たちがやっていくのだということでまだやったばかりだそうですが、披露してくださいました。若い人たちも入って伝統ある神楽を引き継いでいくというところでは非常に良い内容だなあと見てまいりました。毎年4月の第一土日と11月の第一土日ですかね、年2回奉納するということだそうですけれども、もし機会がありましたらみなさんもご覧いただくといいかなあということでございます。以上が教育長の方から報告させていただくところでございます。

それから、もう1つ、3月議会の記録を先ほど配らせていただきました。答弁した概要をまとめた部分であります。細かくてなかなか読みにくいところでございますけれども時間がありましたらご覧いただけたらと思います。私の方からは以上です。

(委員長) ありがとうございました。ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 報告第1号 教育長の専決に関する報告（平成28年4月1日発令 教育部人事異動）について

(委員長) 日程第4 報告第1号 教育長の専決に関する報告（平成28年4月1日発令 教育部人事異動）について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは、平成28年4月1日付人事異動ということで表にまとめたもの2枚に渡ります。既に新聞の方でご覧になったかと思いますが、前回の教育委員会議の折には課長以上ということで議題として上程させていただいたところですが、課長補佐級以下の異動となります。上から課長補佐級ということで、今日の初顔合わせのところでもありましたが、一番上、給食センターの所長が百瀬所長から瀬谷所長にということで替わっております。それから教育部の学校教育課長補佐ということで、これは係が増えた関係で職名が変わったという部分で加部先生です。それからその下、公民館長については高畠館長が市長部局に移りまして、櫻井副館長が館長に昇任ということです。富弘美術館については山田実さんが係長から事務長補佐に昇任。山銅さんについては生活環境課の方から東分室の分室長ということで異動ということでございます。以下、その下の欄が係長級、一番下が主査級ということで後ほど中身についてはご覧いただければと思います。次のページをお願いいたします。新規採用、退職、再任用職員の退職になります。新規採用については5名ということで、上方2名が幼稚園の教諭ということです。それ以外の方が文化財課等になっております。退職者につきましては笠懸幼稚園の大野先生がご退職。それから一番下、大間々図書館の安藤館長につきましては再任用職員退職ということですが、引き続き今年度も図書館長ということで嘱託をお願いするものでございま

す。簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

(委員長) ありがとうございます。担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいいたします。

(質疑なし)

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4 報告第1号 教育長の専決に関する報告(平成28年4月1日発令 教育部人事異動)については、以上で終了いたします。

・日程第5 報告第2号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)について

(委員長) 日程第5 報告第2号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは、まず最初に嘱託員一覧ということで4月1日付の任用ということになりますが、2枚に渡りまして全部で50名ということになります。1番の方は栄養士さんになりますけれども、以下学校関係、それから社会教育課の施設関係ということで全部で50名ということです。昨年と比較いたしますと、昨年は同じ4月1日付で51名の嘱託員でしたが、ことしは50名です。減の要因としては教育総務課におおりました嘱託員が減となっておりますので、その関係での減と考えております。続きまして臨時職員の一覧をお願いいたします。4枚に渡っておりますが、全部で178名の臨時職員になります。やはりこちらも学校関係や公民館等の臨時でお願いしている職員さんになりますが、昨年の4月1日付ですと172

名に対して、今回178名ということで6名増となっております。これはきめ細かな支援員さんが今年増えている関係で増えているものと思います。以上、中身についての細かい説明は省略させていただきましたが、報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(教育部長) よろしいでしょうか。嘱託が50人、臨時が178名、この人数は市全体でもこれだけ多いのかというとそうではありません。ほとんどの臨時、嘱託が教育委員会に集中しております。そういう中では、先ほどありましたように最長で3年間の雇用しかできません。教育委員会以外の部局では数人しかいませんから、その大変さはちょっと教育委員会の現状とはかなり差があるということは一つ認識していただきたいなと思います。それから、今回、特に県の学校カウンセラーに対して、市費で学校カウンセラーを雇う中では若干単価を上げるとか、そういうことについては市の方も予算査定の中で同意をしてくれると。また、今回のきめ細かな対応でまた6人増やすとか、そういう所についても理解は示していただけると。ただ、なかなかみどり市の臨時雇用の制度として最長3年間の雇用期間とか、6歳以上は雇用できないとか、全体の中の縛りがある中では、教育委員会としては人数が多いだけに大変ですけど、ある一定の理解は市長部局の方からも示してもらっているのが事実でございますので、ちょっと付け加えさせていただきます。以上でございます。

(丹羽委員) 一つよろしいですか。臨時の職員一覧の方は、期間終了が9月30日となっていますが、これはまたその後延長して1年間お願いするという形になるのでしょうか。

(教育総務課長) はい。こちらについては臨時職員の規程の方で半年ごとの更新という決まりがある中で、任用期間は半年間ということでお願いします。当然これは最長3年という縛りがありますけれども、その中で更新は可能とい

うことになっております。

(丹羽委員) わかりました。

(委員長) 一つよろしいでしょうか。先ほど学校教育課の方から募集に対してなかなか人が集まらないという話があったのですけれども、こう見ますと相当数の人数がいるわけですが、現状ではまだ不足しているという状況なのでしょうか。

(学校教育課長) 今年度の予定配置で言うと、きめ細かな指導充実支援員さんが1名、それから臨時の用務員補助員さんが1名、まだ張り付いていません。幼稚園教諭の方の臨時が2人ですかね、張り付いていないのが現状になります。

(委員長) それは今後、引き続きの人が見つかり次第入っていただくということになるわけですね。

(学校教育課長) そういうことになります。学校では色々職員をやりくりして、子どもたちには支障のないようにということで運用をしていただいているのですけれども、できれば早めに見つけたいところです。

(委員長) はい、わかりました。

(教育長) 先ほど部長からも説明がありましたが、特にこの3年のしばりは非常にゆゆしき問題で、みどり市で一生懸命3年かけて育てた人たちを全部切らなければならないことになると、これは他市は大喜びですよね。みどり市で育った人が手放されるという形になると、その人達も仕事を続けたいですから、桐生や太田に希望して勤めることになるのですね。ですから、桐生、太田も人が足りなくてどんどん人を集めていますので、みどり市で、それぞれの職種の中でしっかりと育ってきた人を一举に全部切るとなったら、これだけの人数を集めることはまず不可能ですね。市としても一定の理解を示していただいているのですが、市として規則を決めている関係があるものですから、そこを越えてどうするかというのがこの後の交渉になってくるところであります。そんな状況ですが、まだ人が足りないというところでは、特に幼稚園等はまだ足りない部分がございまして、もしみなさん

のお近くで幼稚園等で働いてみてもいいという人がいたりとか、あとは用務員補助という形で、年齢は65歳を超えるとダメですけれども、60代でもまだまだいけるという方もおりますので、もしそういう人がいたらお声がけいただいて、学校教育課にご連絡をいただければありがたいなと思います。せっかく予算が付いている部分がありますので、面接をして、可能であれば任用という形で、できればきちんと人を付けていきたいなと思っているところでございます。とにかく学校教育にしてもそうですけど、みんなつてを使って連絡を取るのですが、なかなかいられないという状況で、ハローワークにも募集を出しているのですが希望が来ないところがありますので、学校とか幼稚園は、もしかするとハードルが高いのかもしれないですね。来ていただくとそれほどでもないのですけれども、「ちょっと学校は大変かなあ」と思われる方もいるのではないかという気もしています。それでも、ここまで臨時職員にこぎつけているわけで、あと何名というところでありますから、ぜひみなさんのお知り合いがいたらご紹介いただけとありがたいなと思います。

(委員長) 65歳までですよね。

(山同委員) 幼稚園は結構体力使うのですよね。

(教育長) 本当は幼稚園教諭等を目指していながら、まだ受かっていないという人、若い人たちがいてくれるとありがたいなあと。幼稚園は若い男の人がいてくれると非常にいいなあとというのがあります。ですから、幼稚園教諭等を目指しているけれども仕事に就いていないとか、何かやっている人がいたらぜひ頑張っていただいて、よければ市の職員採用のときにまた受けただいで、というところにもつなげると思っていますので。

(山同委員) 学校の関係は、夏休みはお休みになってしまうのですか。

(教育長) そうですね、基本的にはそうですよね。

(学校教育課長) 臨時さんについてはそうです。用務員さんは来ていただくのですが。

(丹羽委員) 178名いらっしゃる中でも、次の時には3年になってしまうという方

も中には。

(学校教育課長) 結構な比率でいます。計画的に入れ替えをしてきたのですけれども。

(山同委員) この3年というのはみどり市独自のものですか。

(学校教育課長) 近隣で聞くと、同じようなところもありますが、雇用期間についてはゆるいですけれども。

(山同委員) では、流れ出てしまう方も多いですよね。

(教育長) もう他市では喜んで。我々も人員足りなくて、学校から桐生市や太田市に、こういうので補助員をやってくれる人はいないかと聞くと、もういませんよ、うちも欲しいくらいですよと言われてしまいますから。逆に来年うちから任用はないという形になると紹介してあげたりとか、雇えなくなつた人については桐生や太田でやっているようですから、そちらの方に履歴書を持って行ってみてくださいという紹介をするようになるかなと。それもまたもったいない気がしますけどね。そこはまた、こちらも人事担当の総務と調整していきたいと思っていますけれどね。

(委員長) みんなシルバーになっていっちゃう。

(山同委員) きっと理由があつて3年という期間なのでしょうけど。

(教育総務課長) 法改正があつて5年を超えるとそのまま働きたいといったときに正規職員として雇用しなくてはならない。そういう縛りがあるので、あくまで市としては臨時、誰でもできる仕事という部分で雇っているからには3年の縛りをぐれていますということですね。

(教育部長) 本来は、正職員で対応しなくちゃならない。だけどそこまでもいかないのですね。総務の考えについては。

(山同委員) やっぱり安くいい人に、企業努力担つて。

(松崎委員) 臨時と嘱託というのは、かなり制度とか待遇が違うのですか。

(教育総務課課長) 嘱託ですと社会保険に加入になります。臨時の場合は雇用保険だけになります。

(山同委員) 職を探している人はいそうな感じもしますけどね。

(松崎委員) 仕事の内容とすると、臨時にはそぐわないような感じがしますよね。

(丹羽委員) ちゃんと落ち着いて働いてもらいたいですね。3年ってちょうど慣れる頃ではないですか。

(教育長) まあでも当初に比べればずいぶん学校に人を付けていただけているのでそういう部分は本当に感謝なのですよね。ただやっぱり3年という部分がある。うまく交渉していただいて、結果としては増えてきているのですね。ありがたいことですけれど、逆に今度は3年というところの問題を抱えてちょっと頭が痛いというところあります。

(丹羽委員) みどり市で3年働いてもらって、よそで3年働いて、3年後にまたこちらに戻って来てもらうというのはありますか。

(教育部長) 間に1年開けば。

(山同委員) 慣れちゃうと、やっぱりその職場を出にくくなっちゃいますよね。

(丹羽委員) 行った先が3年の縛りがなければ、4年働いてもらって、こっちに来ればいいということですかね。

(山同委員) 逆に子どもさんがいる方だとからは夏休みが取れる方が働きやすいという方もいらっしゃいますよね。

(教育長) そういう方も結構いらっしゃいます。子どもと一緒に休めるからいいとやってくださる方も沢山いますね。

(丹羽委員) これハローワークなんかで出したらばんばん来そうですけど。

(教育総務課長) 調理員も今1名ハローワークに出しているのですけどなかなか見つからない。調理員も結局夏休みは調理がなくなるので、フルタイムでお仕事をしたいとなるとなかなか。

(教育長) 調理員は調理師の資格は必要になるのかな。

(教育総務課長) いや、必要ないです。あれば主任調理師で、少し違うところでの待遇というか。

(委員長) よろしいでしょうか。ご質疑も出尽くしたようですので、日程第5 報告第2号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について

ては以上で終了いたします。

・日程第6　：議案第1号 平成28・29年度みどり市青少年センター青少年相談員の委嘱について

(委員長)　日程第6 議案第1号 平成28・29年度みどり市青少年センター青少年相談員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長)　ありがとうございました。事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長)　それでは説明させていただきます。みどり市青少年センターの事業としましては4つ事業があります。青少年の補導と、青少年からの相談、青少年への情報提供、その他青少年に関するご相談ということで、このうち2つ目の青少年からの相談ということで委嘱せさせていただきたいのが、別紙の名簿にある4名の方ということになります。みどり市青少年センターではこの相談業務を毎週土曜日、午後1時から4時30分までということで、2人体制で大間々庁舎の対応室で電話相談と来所相談を受け付けております。委嘱期間の2年が終了しましたので、みどり市青少年センター条例施行規則第7条により、学識経験者及びその他適当と認める者の中から別紙のとおり4名の相談員さんを委嘱したく、教育委員会の会議にかけところでございます。この4名の方につきましては昨年度からの継続の相談員ということでございまして、十分に実績を積んでいたいている方、資格取得等を取っていただいている方ということで、改めて2年間の委嘱を行いたくご審議をお願いしたいということでございます。以上でございます。

(委員長)　ありがとうございました。担当課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(丹羽委員) この青少年相談員というのは全部で4人ということ。

(社会教育課長) 青少年センターの事務員として市の嘱託員がいますので、全部で5人で相談体制を整えています。

(丹羽委員) ちょうどこの2年ごとの切替えの時期が来たということで、4人の方がそれぞれ継続ということですね。

(松崎委員) これは年齢制限とか、何年とかというのではないですか。

(社会教育課長) その辺りについては特にありません。

(委員長) 質疑よろしいですか。年間の相談件数ですが、色々な方法があるんでしようけれど、電話だったり、直接の面談だったり、そういう統計みたいのはあるのですか。

(社会教育課長) 昨年度につきましては4件ございまして、そのうち1件が来所相談、3件が電話相談でした。内訳としましては、家庭問題について1件、交友関係・友だち関係が1件、学校等での生活面が2件でした。

(委員長) 相談の結果というのは、ある程度解決の方向に向かったとかわかつているのですか。

(社会教育課長) 今のところ大きく事件になるものはございませんで、家庭問題ですと子供が話してくれないのでどうしたらよいでしょうかという問合せの電話では、お話をある程度落ち着いていただいたというのもありました。それから、交友関係で嫌なことを言われるのすというお話をなので、お互いを遮らないところで解決していただいたりしています。いじめ等があった場合には、学校教育課とも連携させていただいたりしてやっていくことがありますので、次につないでいくことは可能でございます。

(教育長) はい、ありがとうございました。

(山同委員) 今の相談については、県でもこういうダイヤル相談をやっているのですよね。

(社会教育課長) そうですね、そういう団体がございます。

(山同委員) 内容とすると同じような感じなのですか。

(社会教育課長) 同じような状況にありますが、青少年の相談についてのお話という
のは他のところとも同じような状況という話で、ちょっと数が少ないよう
な感じもしているのですけれど、PRが足りないという部分も含めて課題
だと思います。各県内や市もあまり相談件数が多くないということもある
のですけれども、一つはインターネット等のLINEとかそういうやりとり
の中で解決できてしまうのではないかというような話もありまして、全
体的にもう少しあるのではないかという印象があるというというのは県
内の関係機関との話合いにも出ています。

(山同委員) 今の印象でいくと、私もあり市の中でこういう相談件数が4件と少な
いことには気が付かなかったのですけれど、県の悩み相談とごっちゃにな
っている部分があるので、やっぱり県のほうで相談するのには、こんなの
子どもがもらってきてますけれど、カードみたいな、ティッシュぐらいの大
きさのやつ。それとこれと両方あるということをきっと知らないのですか
ね、その選択肢として出てきてないのかなと思います。

(社会教育課長) カードはうちのほうの学区の学校も配らせていただいていまして、
公民館、図書館にもカードとしては置いていますけれども、なかなか浸透
しないのかなとちょっと印象もありますので、その辺も検討していかなく
てはならない。

(山同委員) 今いじめのアンケートとかっていうのはまだ継続しているのでしたっけ。
毎月調査しているのですよね。そういうのでも相談してもいいのだよねみ
たいな、それではまた趣旨が違ってしまうのですかね。

(学校教育課長) 多分、子どもたち自身はヤングテレホンがあつたり、教育研究所が
出しているのがあつたりと、いろいろな種類があるのは知っていると思う
のですよね。だから、機会というのは多分認識としてはあるのだと思うの
ですけれど、それが保護者まであるかというとそんなにないかと。年齢が
上だと、家に持ち帰って保護者に渡さないとわからなかつたりする部分も
あるので。子ども自身はこういう相談窓口があるのだなというのは周知し

ていると思うのですよね。後は学校自身に相談を持ちかけていれば、そういう所には行かないで済んでいるのかなと思いますけど。

(山同委員) 学校で済めばそれに越したことはないですよね。

(学校教育課長) そうですよね。

(教育長) いいですか。このダイヤルも全部全県に周知されているのです。ですから、どこへかけてもいいのですね。みどり市だからみどり市にかけなくちゃならないということではないのです。逆に、みどり市はかけにくいという人は、どこへかけてもいいのですよね。県警等が出している一覧表には載っていますし、教育研究所が出す相談の電話にこちら側も一緒に出すなど、お互いに電話番号は広く周知しているのです。市教委とすると、学校がある日は学校はもちろんいいですし、平日については研究所が全部受けられるのですけれど、土曜日についても確保しようということでこの青少年センターのほうが土曜日にやってくれているのですね。そういう形で相談したい日に切れ目がないようにしたいと努めている部分があります。たくさん相談が来るほうがいいということではなく、悩んでいる人がいつでも切れ目なく相談できる体制をつくるのが大事なことで、市だけではまかないきれませんので県や県警、他の市町村も含め、相談時間等を記載した一覧がありますので、そういう形でみどり市の子どもたちや親だけを守るという考え方というよりも、悩みを持っている人たちはどこでもどうぞという、県内フリーですよという取り組みです。みどり市では、月曜から金曜までは研究所が確保できるわけですけれど、出来ない部分をカバーしてもらっている、そんな捉えになります。

(山同委員) 全部を網羅するための一部という感じ。

(教育長) そうですね。みどり市としても、本当は土日も相談をきちんと受けられる体制をつくらないといけないのですが、今は土曜日だけですよね。日曜日はまだカバーできていないのです。それは違う機関でやってもらうという形になるのですね。

(丹羽委員) 4人の相談員の方たちが交代で入っているのですか。

(社会教育課長) 2人ずつ入っています。

(松崎委員) 2人ずつ土曜日に電話口で待っているわけですよ、それで年間4件。午後1時から4時30分まで。

(教育長) 多くのところはそうですね。総合教育センターでも毎日いますけど、係員さんが毎日出てやっていますけど1件もなかったとか、需用がなくて当たり前で、来た時に命が救えるようにという発想ですから、特にいじめ問題とか、自殺者が出てしまったりとか、それを防ごうと広まってきた部分ですので、年間で4件ですけれど、そんなところですね。その辺をうまくどこかできちんとカバーできればいいのですけれど、そんなことを考えると全国、県内でうまくやればどこかできそうだということで、そこがやればそこにかけるかというと、どうもそうではないらしいですね。うちのほうもカードを全部の家庭に配っているわけですから、研究所もこれも。だけど、来てこれだけですよね。

(山同委員) どこに相談していいかというのはなかなか難しいですよね。

(教育長) それともう一つ流行っているのがネットでの相談も受け付けたらどうかという話もあるのですけど、これは危険が大きすぎて踏み込めないです。ネットでの相談は、ふざけてかけて来た時にわからないのですよ。実は、私が総合教育センターに勤めていた時に、自殺という案件があった時は、我々は全部かり出されるのですよ。どこからの電話だかわからないからとにかくいつでも電話を受けられる体制にしようと。自殺したいという方の電話が一本来るとそれだけでピリピリなのですね。ですから、そんな相談をメールなんかで受けようものなら調べようがないので、どこもメール相談という部分については危険が大きすぎて手を出せないので。電話で、話を聞いてやり取りしていると、本当に切羽詰まっているかどうかがわかるのですけれど、メールだとわからない。しかし、地域メール相談というのはみどり市として検討したのではなかったかな。

(社会教育課長) 一応受け付けはしています。

(松崎委員) 私も前行政相談員というのをやっていて、4年ぐらいやっていたのかな、やっぱり月に1回行政相談があって、大間々と東と笠懸と3人で行くのですけど、やはり同じように一年間で相談が1件とか2件とか、そうすると相談員での立場でいうとやっている事がむなしくなってしまうのですよね。半日いて自分でやっていることがむなしくなってしまう。もっとその時間を他に使えることがあればそのほうがいいとか、相談員の立場からするとそういう部分もあったり。仮に1年に1件だとしても、その1件で何かお役にたてるのであればという思いでやっていましたが、1年に1件あっても何だったのだという思いはありますけれど。というわけで行政相談もそんな感じだったんですね。

(委員長) 他によろしいでしょうか。他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。議案第1号 平成28・29年度みどり市青少年センター青少年相談員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 :議案第2号 平成28・29年度みどり市スポーツ推進委員の委嘱について

(委員長) 日程第7 議案第2号 平成28・29年度みどり市スポーツ推進委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) それではみどり市スポーツ推進委員の委嘱について説明をさせていただきます。みどり市スポーツ推進委員は、以前は体育指導員と言われておりまして、平成23年度のスポーツ基本法の改正によりまして名前が変わったということになっております。その職務としましては、スポーツの技術指導やスポーツ活動の促進のための支援が一点、行政機関で行うスポーツに関する行事への協力ということになっていまして、定数が26人以内ということで任期は2年となっております。今年度の改正となりますので、改めて別紙の名簿の24名の方を委嘱したいということで教育委員会にお諮りするものでございます。ちなみに、昨年は26名を委嘱しておりましたが、今年度は2名減です。名簿で色が濃くなっているところが新しい方ということで、それ以外の方については昨年からの再任ということでございます。以上です、よろしくお願ひいたします。

(委員長) ありがとうございました。担当課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

(山同委員) このスポーツ推進委員さんの専門領域が書いてありますけれども、これは例えばそのテニスは何人とか、そういうバランスみたいなのはあるのですか。

(社会教育課長) そこまではございません。

(山同委員) この方たちの主な仕事というか役割は。

(社会教育課長) 今のところニュースポーツなどの研修をしてきていただきて、出前講座が中心になっておりますが、こんなスポーツをやりたいという方がいらっしゃれば出かけて行って教えましょうということでやっております。今あるスポーツから新しいスポーツを教えられるように研修していただきて、市内でスポーツを普及してもらっております。

(委員長) 一つよろしいですか。地域的に3地域で10人、10人、6人と割り振られていますけれど、これはある程度そういった地域ごとの人数割りみたいたいなものもあるのですか。

(社会教育課長) そうですね。人口に合わせてといいますか、ある程度人数割りで10人、10人、6人というところでやらせていただいております。

(委員長) そうするとこれが今、笠懸地区、大間々地区、東地区、全体で26人ということだったものですから。26人以内での割り振りということですね。

(社会教育課長) はい。前回は11人、11人、4人でした。

(委員長) そういうことですね。

(教育長) 私も1つだけいいですか。定数が26人までということで、24人ですから、あと2人を今後追加する可能性もあるのか。それとも、この2年間はないのか。そこだけちょっと教えてもらってもいいですか。

(社会教育課長) あと2人の方については、前回は2人いらっしゃって26人だったのですが、活動回数も色々ありまして、年間を通して活動される方と活動されない方との差が出てきてしまいましたので、今回そういうことがないように、ある程度活動いただける方を選ばせていただいて、2人減らしております。今後積極的にやっていただけるという方がいらっしゃれば、改めて委嘱はさせていただきたいと考えています。

(教育長) 了解しました。

(松崎委員) 年数のところを見ると32年とか26年とか、要は笠懸町で18年やつてきた方とか、大間々町で32年とか、これはスポーツ推進委員の前身の体育指導員をされていたということでしょうか。それは、全国で体育指導員を置くことになった中の一つでということでしょうか。

(社会教育課長) はい。平成23年度までスポーツ振興法というのがありますて、そこに体育指導員と規定されていたのですけれども、全面的に改正される中で、スポーツの今の現状に合わせた名前にしていこうということで、スポーツ推進委員となりました。体育指導員からやっていらっしゃる方もおりますのでこの年数になります。

(委員長) よろしいでしょうか。他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7 議案第2号 平成28・29年度みどり市

スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第3号 平成28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について

(委員長) 日程第8 議案第3号 平成28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱についてを議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) ありがとうございました。事務局の朗読が終わりましたので、富弘美術館事務長より内容説明をお願いいたします。

(富弘美術館事務長) 現在の委員の任期は平成27年度、28年度の2年間で、委員が10名となっています。この春の人事異動により、学校代表の委員でありましたあずま小学校長の新井博介校長先生が退職となりまして1名が空席となっております。4月の学校長会議で新たに、同じくあずま小学校長の小林正典校長先生を推薦いただきました。任期は前任者の残任期間となり、平成28年4月1日から29年3月31日までとなります。よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございました。担当課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8 議案第3号 平成28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 :議案第4号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の一部を改正する規則について

(委員長) 日程第9 議案第4号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の一部を改正する規則について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) ありがとうございました。事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) みどり市多目的運動公園条例施行規則の一部改正について説明をさせていただきます。行政不服審査法が改正されたことによりまして、審査請求期間が「60日以内」から「3箇月以内」に延長されましたので、審査請求期間が規定されているみどり市多目的運動公園条例施行規則を改正するものでございます。行政不服審査法の審査請求は、行政処分に関し行政庁に不服を申し立てるという制度で、この多目的運動公園条例施行規則の中に様式第4号、不許可通知書があり、その下段に、不服を申し立てる場合には60日以内となっていましたものを、今回3箇月と改めるものでございます。2枚目の新旧対照表で改正箇所を確認いただければと思います。以上でございます、よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございました。担当課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、質疑があればお願いいたします。

(教育部長) みどり市多目的運動公園条例とあるが、該当する具体的な公園を補足説明してください。

(社会教育課長) 多目的に使用するということで、条例の名前はこうなっておりますが、該当するところはながめ南多目的運動公園が該当になります。その他にもいろんな施設での許可の書類があるのですけれども、そこに教示とし

てこの行政不服審査法の条文が載っていませんので、それ以外のところについては制度がありますというふうな表の下に、本来であれば口頭で説明すべきものを教示という形で載せるのですが、今の新しい条例とかは載つてきてているのですけれども、過去に作った条例にはその教示が載っていませんので該当するものがないということで、今回はこれを改正することになりました。

(松崎委員) 多目的運動公園の規則に対して、始まって公布してから今までに不服の、これは困るとか、これは何とかしてくれとか、そういう要望はあるのですか。

(社会教育課長) 要望自体は色々芝生の関係から、芝を平らにしてほしい等あります
が、今少しづつ芝生を張ってきてる中で、芝が育つということで、養生
しながらやらせてもらっています。他には時間帯自体がなんとかならない
かとかそういうふうな話がありますが、許可を出す部分の話自体は今のと
ころありません。

(松崎委員) 利用率はどうなのですか。

(社会教育課長) 利用率は月に1回か2回というような状況で、その中で数ヶ月に1
回くらいは大会だとか、全体が集まってやっているというふうな状況です。
頻繁に使われているよりも、公園としての方がより使われている状
況です。グラウンドの方も週に1回ぐらい定期的に予約をいただいている
ような状況です。

(委員長) よろしいでしょうか。他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り
お諮りいたします。日程第9 議案第4号 みどり市多目的運動公園条例
施行規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよ
ろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10：議案第5号 みどり市立学校教職員の指導措置に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第10 議案第5号 みどり市立学校教職員の指導措置に関し議決を求ることについて、を上程いたします。お諮りいたします。この議案は非公開といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) ご異議なしと認め、本件は非公開といたしますので、ここで担当の方以外は退室をお願いいたします。

(担当以外 退室)

―――― 審 議 (非公開により未記載) ――――

(委員長) ご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10 議案第5号 みどり市立学校教職員の指導措置に関し議決を求ることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11：議案第6号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

(委員長) 日程第11 議案第6号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、を上程いたします。お諮りいたします。この議案は秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) ご異議なしと認め、本件は秘密会議といたします。

審議（非公開により未記載）

(委員長) 他に何かありますか。他にご質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第11 議案第6号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の举手を求めます。

(賛成者举手)

(委員長) 全員举手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって閉会となります。お疲れ様でした。

- ・閉会：午後5時54分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第3 : 教育長報告 (報告)
- ・日程第4 : 報告第1号 教育長の専決に関する報告 (平成28年4月1日発令 教育部人事異動) について (承認)
- ・日程第5 : 報告第2号 教育長の専決に関する報告 (嘱託員・臨時職員の任用) について (承認)
- ・日程第6 : 議案第1号 平成28・29年度みどり市青少年センター青少年相談員の委嘱について (可決)
- ・日程第7 : 議案第2号 平成28・29年度みどり市スポーツ推進委員の委嘱について (可決)
- ・日程第8 : 議案第3号 平成28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について (可決)

- ・日程第9 : 議案第4号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の一部を改正する規則について (可決)
- ・日程第10 : 議案第5号 みどり市立学校教職員の指導措置に関し議決を求めることについて (可決)
- ・日程第11 : 議案第6号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成28年4月12日

みどり市教育委員会委員長

金子祐次郎

会議録署名人 4番委員

山同善子